

令和 4 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 2 6 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

| | |
|---------------------------------------|---|
| ① 件 名 | 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成事業の実施について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | <p>【背景】 ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）接種は、平成 2 5 年度から定期接種化され、小学 6 年生から高校 1 年生相当までは公費で接種できる。ただし、定期接種化直後より、疼痛や運動障害を中心としたワクチン接種との因果関係を否定できない多様な副反応疑いが報告され、平成 2 5 年 6 月、厚生労働省より積極的勧奨（対象者への予診票の個別送付）を差し控えるよう通知があり、以降本市においても積極的勧奨をしていない。その後、厚生労働省の審議会でワクチンのリスク（安全性）とベネフィット（有効性）等について、整理・検討され、令和 3 年 1 1 月、厚生労働省より積極的勧奨再開の通知があったところである。</p> <p>また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来 of 定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を行うことが可能となった。</p> <p>一方、定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費で接種した方も存在する。こうした方に対しては、市区町村の判断で、当該任意接種の費用助成を行うこととされたところである。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | <p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進 1 健康づくりを推進する</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | <p>平成 2 5 年 4 月 HPV ワクチンの定期接種化 以降、疼痛や運動障害を中心とした多様な症状が報告</p> <p>平成 2 5 年 6 月 積極的勧奨差し控え（厚生労働省通知） 以降、厚生労働省の審議会でワクチンのリスク（安全性）とベネフィット（有効性）等について、整理・検討</p> <p>令和 3 年 1 1 月 積極的勧奨再開決定（厚生労働省通知）</p> <p>令和 4 年 3 月 キャッチアップ接種の実施等について（厚生労働省通知）</p> |

| |
|--|
| <p>⑤ 主な内容</p> <p>定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費で接種した方に対し助成（償還払い）する。</p> <p>1 対象者：積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子（キャッチアップ接種対象者）のうち、定期接種において3回の接種を完了しておらず、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPV ワクチンを令和4年3月31日までに自費で受け、令和4年4月1日時点で市内に住民登録のある者 ※任意接種者の把握は不可能であり、対象者の実数は不明。キャッチアップ接種対象者は4, 232人（令和4年1月31日時点）</p> <p>2 助成額：被接種者が負担した実費相当額（最大3回接種分まで） 上記については、接種記録が確認できる母子健康手帳等及び接種費用の支払いを証明する領収書等にて確認することとする。ただし、接種から年月が経過しているため、領収書等がない者については、本助成事業に係る申請年度における本市の市医師会への委託単価とする。 ※参考：令和4年度1回あたり委託単価：17, 160円（税込み）</p> <p>3 申請期限：令和7年3月31日まで（キャッチアップ接種の実施期間）</p> |
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 キャッチアップ接種対象者との不公平感が解消されるとともに、HPV ワクチンの接種率向上を図り市民の健康増進に寄与する。</p> <p>【市財政への負担（想定）】 17, 160円×20回＝343, 200円 （財源）一般財源 ※交付税措置 ※令和4年度は当面現計予算にて対応</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>県内各自治体においても同様の助成を検討</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> |
| <p>令和4年5月 石巻市ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種費用助成要綱の制定（決裁日より施行）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |
| <p>・周知方法 キャッチアップ接種対象者へ勧奨の際、助成事業も実施の旨通知するほか、ホームページや市報で周知する。</p> |